

喜多方市優良工事表彰制度について

今年度から喜多方市優良工事表彰制度が始まりました。

この制度は、市が発注する建設工事において、特に優れた工事を施工した請負業者及び技術者の皆様を表彰するものです。

対象工事は、以下の要件を満たす工事が対象となります。

本年度（平成29年度）に竣工する工事から対象となりますので、建設事業者の皆様におかれましては、当制度の趣旨をご理解いただき、公共工事における工事品質の更なる向上に向けご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、対象工事の表彰につきましては、平成30年度から行う予定です。

～対象となる工事について～

次の要件を満たす工事の中から選定いたします。

- ・市が発注する工事のうち、工種が土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、管工事、水道施設工事のいずれかであるもの。
- ・竣工時の請負額が、500万円以上である工事（ただし、竣工時の請負額が500万円未満の工事であっても特に優良と認められる工事については表彰の対象となります。）
- ・表彰前年度に完成した工事（平成29年度に竣工する工事から対象となります。）
- ・市内に本店を有する請負業者が施工した工事

また、優良技術者については、それぞれの表彰工事の現場代理人及び監理技術者若しくは主任技術者の中から1名を選定する予定です。

なお、喜多方市優良工事表彰実施要綱につきましては、市ホームページ(しごとの情報>入札・契約>入札制度に関する情報>入札関係要綱・要領・契約約款)をご覧ください。



お問い合わせ先 総務部 契約管理課 契約検査係(保健センター3階)

電話 0241-24-5279 電子メール keiyaku@city.kitakata.fukushima.jp